

10 9 8 7 6
麥 毛 精 紙 鐵

織

酒 物 糖 類
昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭

和 和 和 和 和 和 和 和 和 和
十九 八 十 九 八 十 九 八 十 九 八
年 年 年 年 年 年 年 年 年 年

一一六,000
九五,000
一元六,000
一元九,000
一、三三,000
一、零四,000
一、美,000
一、七三,000
一、五七,000
二、五三,000
一、八七,000
一、八三,000
四、六七,000
三、三一,000
三、〇九九,000
五、六七,000
一、三八,000
九、三三,000
三、三六,000
四、四九,000
九、三三,000
九、〇八三,000
三、三三,000
四〇、二三八,000
三、六六,000
圓

5 4 3 2 1
鐵 繩 機械 小 綿

製 及 同 製
品 絲 品 粗 物
昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭 昭

和 和 和 和 和 和 和 和 和 和
十九 八 十 九 八 十 九 八 十 九 八
年 年 年 年 年 年 年 年 年 年

一一六,000
九五,000
一元六,000
一元九,000
一、三三,000
一、零四,000
一、美,000
一、七三,000
一、五七,000
二、五三,000
一、八七,000
一、八三,000
四、六七,000
三、三一,000
三、〇九九,000
五、六七,000
一、三八,000
九、三三,000
九、〇八三,000
三、三六,000
四〇、二三八,000
三、六六,000
圓

20 毛	19 綿ブランケット	18 硝子及同製品	17 絹織物	16 人造絹織物	15 石鹼	14 帽子	13 メリヤス製品	12 木材	11 陶磁器
昭和十九八年 年年年年年年年年年年									
一、三六、〇〇〇 圓	一、二九、〇〇〇 圓	二、三五、〇〇〇 圓	一、二九、〇〇〇 圓	一、〇三、〇〇〇 圓	一、〇三、〇〇〇 圓	八九、〇〇〇 圓	六九、〇〇〇 圓	九九、〇〇〇 圓	六七、〇〇〇 圓
未詳 一、三六、〇〇〇	合、〇〇〇 五七、〇〇〇	合、〇〇〇 五六、〇〇〇	合、〇〇〇 四三、〇〇〇	合、〇〇〇 八三、〇〇〇	合、〇〇〇 四〇三、〇〇〇	美、〇〇〇 一〇七、〇〇〇	美、〇〇〇 一〇七、〇〇〇	美、〇〇〇 九九、〇〇〇	美、〇〇〇 九九、〇〇〇

B 滿洲國ヨリノ輸入
21 履物

豆	石	油	銑	類	鐵	粕	炭	類	物
1	2	3	4	5	6	7	8	9	
豆	石	油	銑	類	鐵	粕	炭	類	物
類	類	類	類	類	類	類	類	類	類
昭和									
十九年									
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
一、三五、〇〇〇	一、一五、〇〇〇	一、一五、〇〇〇	八、八三、〇〇〇	八、九六、〇〇〇	三、一九、〇〇〇	三、一九、〇〇〇	二、一五、〇〇〇	一、六九、〇〇〇	四、五五、〇〇〇

類	類	類	類	類	類	類	類	類	類
昭和									
十九年									
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
一、三五、〇〇〇	一、一五、〇〇〇	一、一五、〇〇〇	八、八三、〇〇〇	八、九六、〇〇〇	三、一九、〇〇〇	三、一九、〇〇〇	二、一五、〇〇〇	一、六九、〇〇〇	四、五五、〇〇〇
商、〇〇〇	五八、〇〇〇	三三、〇〇〇	七四、〇〇〇	九六、〇〇〇	一、三〇、〇〇〇	一、七三、〇〇〇	五、八七、〇〇〇	二、元二、〇〇〇	九、三四、〇〇〇

	輸	12	11	10
	入	甘	鹽	飼
昭和十九年	總額			
昭和八年	四、三〇、〇〇〇	六、七八九、〇〇〇	四八一、〇〇〇	一、四七六、〇〇〇
昭和九年	五〇九、〇〇〇	五三、〇〇〇	五九、〇〇〇	五九、〇〇〇
昭和八年	一九、〇〇五、〇　〇	一七、八九七、〇　〇	一七、三一、〇　〇	一九、〇〇九、〇　〇
昭和九年	一九、〇〇九、〇　〇	一九、〇〇九、〇	一九、〇〇九、〇	一九、〇〇九、〇
昭和八年	一九、〇〇九、〇	一九、〇〇九、〇	一九、〇〇九、〇	一九、〇〇九、〇
昭和九年	一九、〇〇九、〇	一九、〇〇九、〇	一九、〇〇九、〇	一九、〇〇九、〇

198

滿洲國に於ける各國の貿易狀態

滿洲國に於ける各國貿易額

(輸出)(單位圓)

(輸入)(單位圓)

中華民國	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	同	同	同	同	同	同	同	ソヴィエツト聯邦
三〇、五六、五二	一一、三〇、三〇	一〇、四三、〇六	六、一二、九五	九、八三、元九	七、七〇、八三	五、六四、四七	五、三一、五八	五、三一、五八	五、三一、五八	五、三一、五八	五、三一、五八	五、三一、五八

199

獨

英

同昭 同同同昭 同同昭

和國 和逸 和

七六 十九八七六

年年 年年年年

七、六八、九〇
七、〇七、九〇
六、三九四、七三
五、三〇、四八二
三、七九、七三〇七〇、七一、八九
七、六八、九〇
六、五一、四六
一〇、五七、一三九
一三、四五、七一
一四、七一、七八五

七〇、七一、八九

三、五八、三三六

七、五三、五四
七、五七、六九三
四、八七五、十六八

四、六六一、八三七

一〇、六六一、三七

印

蘭

同同同昭 領

同同同昭 同同同

和印度

九八七六年

十九八年

年年年年

八、八三、八三〇
一六、三八、〇〇九七、一九〇、三六六
九、三五、七七七三五、七七一、八五
二、〇五、四三三六、五三七、〇五九
八、〇一五、二四八

八、八三、一五

九、三三一、二三五
九、四八二、〇〇七二、二三一、四〇五
七、〇九〇、六四四一〇、六六五、六四八
一四、七〇三、八三〇

一、七〇一、一七一

三、九三、五五天
三、八三〇、八九五

一、〇五二六、五五四

二、一〇八、〇七〇
二、一〇一、五七六

五、四一六、六九八

三、三三四、〇三九
六、六九四、九五

一、七〇九、五九

六、六九四、九五

佛	和	ペ ル ギ	佛	伊	北 米
同昭	同昭	同昭	同昭	同昭	同昭
合衆國	利	和	和	和	和
七六年	十九八年	八七年	七年	七年	七年
西六〇七二	西九三三	西三三三	西一六七	西一六七	西一六七
五、〇七七四	四、三〇三六	四、三〇三六	一、〇〇三、六七	一、〇〇三、六七	一、〇〇三、六七
九、西七八三	一、八西七九	一、八西七九	一五〇、一八〇	四五九、零三	一二〇〇六
二〇、〇七七四	二九、〇七七四	二九、〇七七四	八一五、四七七	三八八、零一	六、三一七六
三、四三、六一	五、九一四三〇	五、九一四三〇	四三七、四一四	三五三、七〇〇	六、〇三一、八八
五、〇七七四	一、九、西七八三	一、九、西七八三	一〇、〇七七〇	八八二、五〇六	西六、五七四
二〇、〇七七四	二九、〇七七四	二九、〇七七四	一、一四八、〇九七	一、一五〇、四〇九	二、九三、二一〇
三、四三、六一	三、四三、六一	三、四三、六一	一、五二一、四八七	一、三五一、〇八七	三、〇七四、四六三
五、〇七七四	五、九一四三〇	五、九一四三〇	七〇三、八三三	九〇五、二七四	二、西七、五七七
六、五七七四	六、三一七六	六、三一七六	一、一五〇、八八一	一、一五〇、八八一	一、一〇〇、八三六
七、五七七四	西六、五七四	西六、五七四	二、九三、二一〇	二、九三、二一〇	二、九三、二一〇
八、五七七四	三、四三、六一	三、四三、六一	三、五九、七七〇	三、五九、七七〇	三、五九、七七〇
九、五七七四	西六、五七四	西六、五七四	四六三、七四	四六三、七四	四六三、七四
十、五七七四	二、三五一、八三六	二、三五一、八三六	一、一〇〇、八三六	一、一〇〇、八三六	一、一〇〇、八三六

其の他	昭和八年	七、六〇三、五二五	二、九一、七六八
同	九年	五、九六六、〇一〇	三五、三七〇、五六
同	十年	一、五五九、〇五九	一四、九三五、六七一
同	昭和六年	三七二、二七〇、九九〇	一六二、七三、八六〇
同	七年	二八九、六四六、三七七	二二一、〇〇三、二三四
同	八年	三五五、六八、二七七	三五九、八四三、九七〇
同	九年	二九九、九一、九五	四四一、〇六六、四四四
同	十年	二五七、三八八、六九九	四三一、三四五、六一五

輸出は右の如く合計は漸次減じてゐる。

その原因は輸出品が始ど農產品たる大豆が十年五月獨逸から排撃された。もつともこれは一二ヶ月で止めたがそれ以來減少して來たのと不作の爲である。

又中國への輸出が建國後同國の排日滿の考へにより減少した爲である。

其の間漸減せる國はソヴィエット、蘭印、漸増せる國は無いが建國前よりも増加せる國は印度、英本國和蘭、伊太利への輸出が九年頃から挽目して來た事が注目される。

輸出に於ては

昭和六年	中國、蘇、英蘭、印、北米、和蘭、獨、佛、白、印
七年	中國、蘇、獨、英蘭、印、和蘭、北米、佛、伊、印、白
八年	獨、蘇、英、北米、印、和蘭、印、佛、伊、白
九年	中、獨、英、和、北米、伊、蘭、印、佛、白、印
十年	中、獨、英、北米、和、蘇、佛、印

の順であつた。

輸入に於ては中國、蘇、北米の順で他は何れも千萬圓以下であつたものが、建國第一年には印度の増加と中國、蘇の減により、中、印、米の順で他は千萬圓以下で、二年度は中、獨、米の増加特に

獨、米は建國前年度の輸入額を凌駕する増進振りで、米の如き一千萬圓から二千八百萬圓に増加してゐる。

減少したのは佛で、一時衰へた蘭印と伊が漸次舊勢に復歸せんとするに至つた。

獨逸は滿洲國の大豆を必要とす、即ち牛豚の飼料、工業原料品とするのである。

大連に於ける十一年上期の輸出を昨年同期に比較すると、大豆は七萬噸増の增加で百三十三萬噸の中、歐洲向が六萬六千噸増の四千五萬千噸となり、日本向が二萬千噸増の四千五萬千噸を示してゐるが、十一年六月一日から來年五月末日迄有効の滿獨貿易協定の成定によつて、獨の滿洲大豆に對する増加が明らかとなつた。其の額は不明だが大豆の需要不足に對する不安は無くなり、亦それによつて値崩の心配も無くなつたとすれば其の好影響は著しい。とかく滿洲國に於ける獨の活動は注目すべきである。

順位は中、米、印、獨の順であつた。

三年度は印、米の増加が目立つてゐる。中、米、印、獨の順で他は依然千萬圓以下でつた。

九年は中、蘇、佛、白、和等が減じて、印、蘭印、英、獨、伊、米が増加してゐる。

十年度は中、印、佛、米、蘇が減少し、特に蘇は四百萬圓から百萬圓に減じた。獨、英、白、伊

等が増加した。順位は中、米、印、獨、英の順であつた。

以上の如く滿洲國對外貿易は建國以來輸出に於て中、獨、英を主なる貿易國とし、輸入は中、米、英、獨を主なる貿易國としてゐる。

日本を除いては中國が最も密接なる貿易關係を有してゐる。歐洲生産品の主要なる歐米市場は獨逸であるとゆふ事が出来る。

輸出入合計の上から之を見ると、支那の一割五分七厘、二倍に獨の八分、三位に米國の三分八厘四位蘇の二分二厘他は多くも一分五厘を出ない。

昭和八年中國一割一分八厘、獨六分五厘、米四分、英本國及び印度名二分五厘であつた。

中國、英本國及び其の屬領、獨、米等の力が強く、此の内獨米及び英領印度の對滿貿易は建國によつて顯著なる發展を示し、中、蘇、和は逆に甚しい凋落となつた。

昭和六年當時迄中國の對滿輸出入は非常に多額で僅かの差を以つて日本に迫つてゐたのであるが一時中國側の對滿貿易阻止策が行はれたのと、從來上海等中國の開港場を經由して日本品が滿洲に積送されてゐたものが建國後日本から滿洲へ直送されるに至つたのとで俄に中國の對滿貿易の萎縮となつた。然し最近段々滿支貿易も正常化し來つたので今後滿支貿易の回復も期待される。

滿支貿易は從來常に出超であつて、昭和六年の一億三千萬圓、七年一億二千萬圓の出超で、八年珍しく三千萬圓の入超、九年更び千萬圓の出超、十年亦三千萬圓の入超となつた。

滿支貿易の正常化と共に全般的に對滿貿易の一段と發展するであらう事が期せられる。

同國は滿洲國の生産品の爲好市場であり、亦輸入に在りても新興國家として諸建設事業進展の過程にある滿洲國の支那品需要も當然増加すべく支那の爲にも滿洲國は好市場である。

次に滿洲國に於て勢力のある中國、獨、北米、英の輸出入品名、金額を述べる。

◎ 中華民國

一、綿花、綿糸、綿布 一九三五

二、七八八、二三二四
四、八九三、一七八

一、麻袋、毛織物

五、三六八、一四
一、四二一五九

一、人造絹釜糸絹織物

一、四一八、一八三
三九五、三二六

一、鐵、銅、機械、工具、車輛、船艇

四、二三〇、三五一

一、茶

二、八三六九九

一、米、穀、小麥粉

七、九六七八九一
一、二三四一〇〇

一、卷煙葉、煙草

五、九二一六三五
三、九七九五六〇

一、紙、木材

一、三八一〇〇〇
一、三七七五五〇〇

◎ 獨逸

一、毛、絹織物

一九四

一、鐵銅

五、六九七〇一
二、四四七四六

一、鐵銅

五、二〇九三二四
五、二〇三三二四

一、機械、工具、車輛、船艇

二、二九五〇三一〇

一、紙

一四八〇一二二

◎北米

一、綿花

一〇三八〇〇五

一、毛織物

二〇三五〇一四

一、銅鐵

二〇七八〇一三

一、機械、工具、車輛、船艇

二、四二四五三八

一、小麥粉

二、三二三九六

一、卷葉煙草

一、二六九九四六〇三

一、ガソリン、ナフサ、ベンジン、鑛油、石油

一、二六〇九二〇五

一、紙木材

一、三六〇五五七

一、麻袋

一〇、二九〇五一六

一、絹織物

二、二九〇五七六

一、鐵、銅、機械、工具、車輛、船艇

三、二六三二二

一、茶、糲、米

二、五二六五六九

◎ 北	一、同	一、獨	一、大	一、大	◎ 中	一、紙	一、綿	一、綿	一、葉	一、砂	一、小
一、同	一、同	一、同	逸	豆	豆	輸 豆	卷	布	煙	糖	麥
米			油		粕	國	花		草		粉
						一九三 三四四	品	品			
							(特	產			
							品	品)			
七七〇二六六七八	三八五五五六	三六二五七九九三〇	四七九二一一五	九九四四五八一三九	一九〇〇四九〇五三一	八〇二四六二五一五二	一四七〇九九	九六三五四五八四五	五九八三〇六二四	一九〇四八八八〇八三二	
五九三五三八六七八	三三三〇三五六九	二一六八六九三〇	二二〇八一二二五	七四七四四六一三九	七四〇三〇五六三四一	七五六一六四	八六九五九九	九六三五四九二四	五九三五四五九二四		

一、同
一一五六四〇二〇
一九四五〇二〇

一、同
八一六四七
一三七〇二二八

◎ 英 國

一、同
一一四八二〇二〇一
一九六六一八九一七

一、同
三九四一四
九八二二九

一、同
七七〇一四四
五六三六七五八

我が對外貿易と其の統制

一、輸出入貿易概況

本邦の輸出は從來、生糸、綿糸等が中心となつてゐた關係から原料用製品の輸出が首位を占め、全製品との間にかなりの開きがあつたが、近年わが諸工業が發達した結果全製品の輸出が目立つて殖えて來た。纖維工業が輸出の中心となつて居り、化學薬品、機械類の少ないのは、國民經濟の段階が未だそれまでになつて居ないので、併し從來わが國の最も不得手であつた化學薬品、機械類の製作も近年は著しく進歩して、その輸出も漸次増加の傾向を示してゐる。

輸入の商品に於て金額の最も多いのは原料品である。これはわが國が纖維工業國としてその原料たる棉花と羊毛を全部輸入に保たねばならぬ結果、原料品が多いのである。尙その外に我が國は農業國として硫安、油槽等の肥料の輸入が多いといふことも原料品の輸入の多い一原因である。併し

て近年内地に於ける硫安工業が盛んになつた關係上、國內の需要は充分に満してゐるから、段々外國硫安を驅逐してゐる。生ゴムの輸入も多い。原料品に續いては原料用製品、全製品食料品等である。原料用製品としては鐵、毛織糸、製紙用パルプ等がある。全製品の輸入としては、精巧なる機械、自動車等が多い。機械の製作技術も相當發達したので漸次輸入も減つて來る事であらう。食料品としては、豆類、小麥、砂糖等であつて、中には精製されて輸出されるものもある。

二、輸出入商品について

わが國の輸出商品の第一位を占めてゐるのは近年まで生糸であつたが、近頃は綿織物類が第一位を占めてゐるが、生糸の輸出は從前通り相當ある。生糸は他の羊毛や綿糸と違つて、原料の全部を内地で得られるのであるから、輸出額は全部日本の收入となるわけである。近年鐵の輸出が大分ある。綿糸は以前隨分多かつたが、近年著しく減つた。これは綿糸の製品化が盛んになり、我が市場たる支那、印度等に紡績業が發達した結果である。從來支那は我が國綿糸の第一市場であつたが近年國內の紡績業の發達により、我が國綿糸の輸出は著しく減つたのである。綿織物の主要仕向國は嘗て支那であつたが最近では蘭印、滿洲、エデプトの順序になつてゐるが、エデプトとは近頃關稅

の關係で取引はあまりない。併して之等綿織物、綿布の輸出は主として東洋諸國の我が國より後進國方面に進出してゐる事は將來有望視されるわけである。綿布市場は世界大戰後、英國より奪つたものなれば、多數の領土を有する英國は事毎に我が綿布或ひは其の他の商品の排斥を行ひつゝある。併し最近は近東諸國又はアフリカ等の未開市場にまだ／＼發展の餘地は残されてゐる。人絹織物、絹織物等の輸出額も相當多く、英印、濠洲、蘭印にも多く輸出されて居る。濠洲へは五月廿三日の高關稅問題などで輸出入の貿易は非常に低下してゐる。近年は絹織物よりも價額の低廉なる人絹織物が多く輸出されて居る。

その他の商品としては、メリヤス製品、陶磁器、紙類或ひは近年生産技術の進歩により機械類、鐵製品も外國へ輸出される様になつた。こゝ二三年は近東諸國へ雜貨類の輸出が非常に多く進出して居る。雜貨としては、玩具、セメント、電球、ベルト等の所謂雜貨であつて枚舉に遑がない。併して之等雜貨の輸出額が馬鹿に出來ない程である。食料品の輸出としては、水產國の名に辱ぢず、水產物の罐詰食料品、水產物等が最も多い。小麥粉、精糖等は原料を輸入して之を精製して輸出してゐるのである。亦茶の輸出も多い。

輸入貿易に於て、原料品の首位は棉花で次ぎは毛織物の原料たる羊毛である。前述の如く、わが

國は纖維工業が盛んであるが、生糸以外のものは悉く外國に仰いでゐる有様なので、原料品の輸入の多いのは當然の事である。わが國は世界有數の紡績國であり、棉花消費量に於ては有數の地位にあるにも拘らず、國內に於ては殆んどその產出を見ず、諸外國より輸入を仰ぐのであるから、紡績事業の發達につれ棉花の輸入の多くなるのは必然的傾向である。亦、近年わが國に於ては、生活様子が改まり、老幼男女を問はず洋服を着用する様になつたので、羊毛の需要が激増したのである。併るにこの羊毛も本邦に於ては殆ど產出せず、濠洲その他の國より輸入を仰いでゐる様な次第である。

原料用製品に於て、第一位は鐵で之は直ちに鐵製品、機械等になつて、滿洲、支那方面に輸出される。人絹紙用パルプ、又製紙のパルプの輸入も多い。以前は毛織糸の輸入も大分あつたが、近年内地毛織糸製造が盛んになつて來たので激減した。

全製品の輸入の首位は機械類で、續いて石油、自動車及その部分品等である。工業發達したとはいへ、未だ精巧なる機械の製作については、獨英米には及ばない爲に、年々巨額の輸入がある。その機械の種類は、紡績用機械、發電機、發動機、縫衣機の類である。近年、軍艦一般船舶の燃料として石油の輸入は増加した。

食料品の輸入としては豆類、小麥類、粗糖等である。併して豆類は日用品に供せられ、小麥は精製されて小麥粉として支那、關東洲方面へ出てゐる。

三、輸出入品の變遷

本邦の輸出貿易は纖維工業品が中心となつてゐる、即ち綿織物、生糸、絹織物、人絹織物、綿糸等が總輸出額の五割も占めてゐる。近年は生糸、綿糸等が絹織物や綿織物或ひはメリヤス製品化され輸出されてゐる。最近、生産技術も進歩し、立派なものが出來、併も低廉なる人絹織物が著しく躍進してゐる。綿糸の輸出が減り、織物の輸出が殖え、生糸の外に絹織物、人絹織物が殖える等と内容こそ異つてゐるが、總額に於ては寧ろ增加してゐるのである。なほ從來日本の不得手なりし工業品の進出ぶりの目醒しいものがある。即ち陶磁器、セメント、機械、小麥粉、精糖等である。又水產物の輸出の増加も見逃せない。これは資源が無限なる上に、科學的應用を用ひてしたならば、前途は益々期待されるものである。

最近雜貨類の進出せる事は前に述べたが、是は他の商品が壓迫されてゐるに對し、あまり排撃されてゐない。又進出してゐる方面に於ても、比較的文化の開けてゐない地方、即ち、近東諸國或ひ

は南洋、アフリカ等であるから、水産物の進出と同様未來性のある商品の一つであらう。

わが輸出の中心が纖維工業なる故、必然的にその原料品が輸入の中心となつてゐるのである。併し原料といつても、生糸の原料たる繭は内地に於て充分自給されるから、棉花や羊毛及人絹原料のパイプの輸入があるわけだ。

以前の未だ纖維工業の發達しない時代に於ては、原料品よりか、製品化されたもの、即ち、綿布や毛織糸等の輸入が多かつたが、纖維工業の發達せる現今、綿布、毛糸等の輸入は今後益々増加するわけである。又製糖業、製粉業の發達と共に原料の小麥、粗糖の輸入も著しく目立つてゐる。硫安の如く、以前は多額の輸入があつたが今年では生産過剩の有様で市價暴落といふ状態で、輸入などは殆んどない。

四、主なる取引國と商品の行先

取引市場の關係から貿易の現状を見るに、輸出に於ては、アヂア洲が第一位を占め、ついで北アメリカ洲、ヨーロッパ洲の順である。國別に分けると、第一位は北米で關東洲、英印、蘭印、支那、英國、滿洲國の順である。

輸入に於ては北アメリカ洲筆頭で、アジア洲、ヨーロッパ洲之に續く。國別貿易に於ては米國、英印、濠洲、滿洲國の順である。

わが商品の躍進をつゞけてゐる地方は、英印、蘭印、濠洲、エデプト地方である。これは一つは爲替安の關係から輸入國の採算がよい事にもよるが、衣服地を中心とするわが産業がこれ等未開地に向く關係による。最近輸入するだけ輸出するといふ時代になつたので、出超相手國から自國品を買ふ様に要求して來る國もある。本邦に於ても入超相手國に對し邦品を買ふ様に要求する様になつた。

次ぎに洲別に商品を分けて見よう。

◎アヂア洲：：綿布、綿糸、綿織物、鐵製品及び機械類、雜貨、人絹織物。

未だ纖維工業或ひは機械工業の發達せざる地方が多いので、東洋に於て科學日本を誇る本邦が近東諸國や、支那満洲への輸出額の多いのも當然の事ではあるまいか。雜貨類には種々あつてわが國に於て、「こんなつまらないものが」と思ふ様な品でも輸出されるのであるから、雜貨としての輸出額も馬鹿に出来ない程多い。

◎北アメリカ洲：：生糸、絹織物、人絹織物、樟腦、裝飾的な陶磁器、罐詰食料品。

東洋諸國より先進國たる、アメリカ、カナダ等へ輸出するのであるから、その商品に於ても東洋との隔差が大きい。生糸は米國に於て加工されて、ストッキング、その他のものとなつて大いに觀迎されてゐる。併し以前より歐米向きの商品が、大分尠くなつて來た様である。

◎ヨーロッパ州……紡織物、人絹織物、生糸、罐詰食料品等北米向きの商品と大差はない。食料品は歐米にも東洋にも向く可能性があり、市場性は廣い。

五、對濠貿易關係

一昨年來より通商貿易の兩國間に於て、貿易圓滑を望み交渉をつゞけてゐたが、遂に今年五月決裂を見た兩者の取引について、僕等貿易關係の研究には好資料とばかり、訪問せる各會社毎に拜聽せる事をまとめて見よう。

(1) 兩國間の輸出入の比較

本邦貿易の對濠的重要性は羊毛の輸入の増大に伴ひて近年益々加重せられてゐる。

重要輸出品にありては、綿、絹及人絹等の織物類、輸入にありては總額の八、九割を占める羊毛を初めとしその他、牛脂、亞鉛等を輸入してゐる。併し乍ら輸出品の大部分は濠洲市場に於て特惠

待遇を受ける英國品と競爭的立場にあるに對し、輸入の首位に立つ羊毛は本邦羊毛工業の躍進に伴つて不可缺の原料である。この事情は貿易收支に影響するところ大きく、逐年入超額を増大してゐる一原因をなしてゐる。

尙重要輸出品について詳述すると、前述の如く、綿、絹及人絹等の織物類を筆頭に、生糸、陶磁器、玩具等で最近著しく躍進せるものは、罐詰食料品、硫黃、硝子及同製品等である。就中織物類の輸出額が最も多く、絹物を除く外は毎年増加して居る。殊に人絹織物の躍進は目醒しく、絹物は壓倒されてゐる。

濠洲よりの輸入は大部分羊毛及小麥にして、羊毛の需要は今後益々増大してゐる。その他の主要輸入品としては牛脂及亞鉛等である。

生活様式の改まるわが國は近年洋服を着る者が多くなつたので、羊毛の需要が盛んになつた。世界の羊毛を比較するに濠洲の羊毛は質がよいので、本邦も自然濠洲より需要を充すだけ輸入の必要がある。故に近年羊毛に於ける濠洲の重要性は加重せられたわけだ。併して昭和四年頃より益々入超を示し、昨年に於ては三對一と迄になつて、濠洲にとつて我が國は逃せないお得意となつてしまつた。

(2) 今回の通商決裂問題

右の如くわが國に對し巨額の輸出して居つた濠洲は、今年五月突如、國內産業を保護するといふ名目の下に、邦品に對し高關稅を課し、輸入許可制度を適用して防遏策を講するに至つた。

世界貿易の趨勢を見るに、諸外國の貿易額は一九二九年以後漸次減少の傾向を示してゐる。併るに獨りわが國のみ漸次増加し、昨年の如きは開闢以來のレコードを樹立したのである。

現今までの世界の貿易は、西に多數の保護領、植民地を有する英國ありて、特惠條約等により貿易の擴大強化を圖り、東には米國ありて、汎米主義により中南米諸國を結合して、この英米兩國が世界貿易界を牛耳つてゐる状態であつた。然る處へ新興日本の躍進すばらしく、日本品は兩國間の地域にどしどへ侵入して行つたのであるから、兩國が邦品の進出を極度に恐れ、高關稅、輸入許可制等の障壁を設けて盛んに防遏するのも世の因果關係で何の不思議もない。是の如くに新興日本の Made in Japan は至る處防遏されてゐる。就中英領の植民地保護領等に於いてはげしい様だ。今回濠洲の非紳士的態度も英國が操つてゐると見てよかろう。

一昨年頃より盛に交渉されて居つたが今年に入り急速に悪化し、遂に五月廿三日濠洲政府は國內產業促進の爲、關稅引上げ、並に輸入許可制を實施し、わが人絹織物、その他商品に對し非常な高關

稅を課する事になつたのである。この關稅は英國品の三、四倍もの關稅にして倒底英國品との競争は不可能なる状態となつたのである。

之に對し我が政府は直ちに濠政府の反省を促したけれども、反省の色なく、わが要求をさへ一蹴したので、わが國もその對抗策として通商擁護法を適用して、濠政府と一戰交へる事となつた。併して直ちに濠洲よりの羊毛、小麥の輸入に對し五割の關稅引上げ及び輸入許可制、輸入制限をなし挑日的態度に酬いんとしてゐる。

(3) 今後の對策

前述の如く濠洲との通商は決裂を見たので、羊毛の輸入は杜絕した。故に新に輸入先を發見すると共に、その代用品問題が起るわけである。

羊毛の產地は濠洲の外に、新西蘭、南アフリカ、南米諸國等があるから、わが國の需要を充す事は出來る。最近の情報によると、南アフリカより巨額の輸入があり、併かも品質に於ては劣らざる優良品との事であるから吾々も一安心である。

亦近年ステイブルファイバーなる羊毛代用品が發明されてゐる。これは人絹と同じ原料であつて製造工程も人絹製造に多少の變化を加へれば、人造羊毛が生産されるのであるから、人絹工業の盛

んなるわが國としては好都合といはねばならぬ。

又一方に於て、綿羊の増殖を圖る事は國防上、產業上は勿論、國民生活に欠くべからざるものであるから、直ちに綿羊飼育に着手しなければならぬ。綿羊の飼育頭數の増加は一朝一夕に出来るものではないから、牧場はいふまでもなく、農家にも一頭乃至二頭の割當てを以て飼育させ、毛織工業の原料の自給自足に達する様に努力せねばならぬ。

老若男女を問はず、洋服を着用してゐるのであるから人造羊毛のみの洋服、又は羊毛とステイプル・ファイバーの混用を強制的に行つて、この難關を開けねばならぬ。

六、輸出入組合について

最近各國はプロツク經濟の強化や求償的要求数量に重點を置く様になり、輸出入の並進といふ事が叫ばれてゐる。併してわが國も同様輸出入の並進を考へる様になり、輸出入關係者は一層組合統制について力を入れる様になつて來た。

現在各國は邦品に對し、あらゆる方法で差別待遇をなし、積極的に、消極的に邦品の排撃を行ひつつあるから組合の統制により、輸出の促進を圖り、輸出入の均衡が保てる様にする事こそ組合に残された重大なる使命であると思はれる。

現在も輸出組合があつて、輸出數量、及び數量の割當制、價格の協定等の統制を行つてゐる。勿論その機宜によつて適宜なる處置をとる事は必要である。今後もそれぞれの商品により、組合を設立し、よき統制、指導の下に、現在の取引國とは現状維持乃至は増大を圖り、新地方の開發にあたりては、より良き品を低廉な價格で配給し、益々輸出の増進を圖る事は組合の統制による他はないであらう。

今般の對豪通商問題で綿織業者、羊毛工業者は、求償制要求に對應する組合の設立を希望してゐるのであるから、完全なる組合の統制によりて貿易の進展は圖られるのではないだらうか。

七、我が貿易の前途

結論として、貿易悲觀説の檻頭してゐる時にあたりて、貿易の前途について述べよう。

(1) 邦品防遏狀態

屢々記せる如く、わが國の對外貿易は世界貿易の恢復の遲々たる中にあつて、異常なる躍進をとげ、先進國の歐洲各國或ひは北米等の中に新興日本が突入し、日英米と、三國が三つ巴になつて對

立抗争してゐるのが現在の情勢である。即ち英國は自治領や保護領に於て邦品の排撃に専念し、米國は强大なる資本を利用して中南米を結束し、之も亦邦品の排撃を行つてゐるのだ。

併し低賃銀、爲替安等により安く配給され、輸入國の採算がとれるので、販賣市場は新に開拓せられ、綿布、雑貨類が輸出されてゐる。

(2) 前途は如何？

昨年は開闢以來のレコードを作つて、新興日本を讃嘆したが、今年に入つて邦品の防遏は益々激烈を極め、こゝに貿易の悲觀論が昂まつて來た。この悲觀論の發端は次の理由によるといはれてゐる。

- 1 爲替安、低賃銀、技術の優秀等により異常な進出を遂げてゐたが、本邦品に對する諸外國の壓迫は益々加重せられて來た
- 2 スターリンブロックの強化によつて邦品に對する壓迫は加へられ、綿製品、人絹品の減退を餘議なくされてゐる。

併るに海外に於ては未だ雑貨類は大して防遏も受けてゐないから、今後はこの雑貨類が支柱となつて輸出され、前途なほ伸張が期待されるが、これは一面生産技術の發達により雑貨の内容を豊富にする必要がある。

尙濠洲の如き暴舉に備へる爲、通商擁護法、求償的要要求に對しては相當の處置があり、更に輸出統制のみならず、輸入統制を行ふ必要がある。

この様な諸種の對策を講すれば、悲觀するには及ばないのである。

以上を以て諸會社を訪問し、拜聴せし事柄をまとめたものであるが、何分文筆共に拙い事ゆえ御期待に副ふ事出來ず、慚愧に堪へざるものなり。

我が國に於ける医療器械業に就いて

(1) 我が國の医科器械

我が國に於ける医学の進歩は著しく歐米先進國を凌駕するに至つたが之に伴つて医科器械の發達も速にして、年々數多くの器械が日本國內で發見考案改良されてゐる。此の器械は其の種類が非常に多く年々發見考案される器械丈けでも大變な數である。

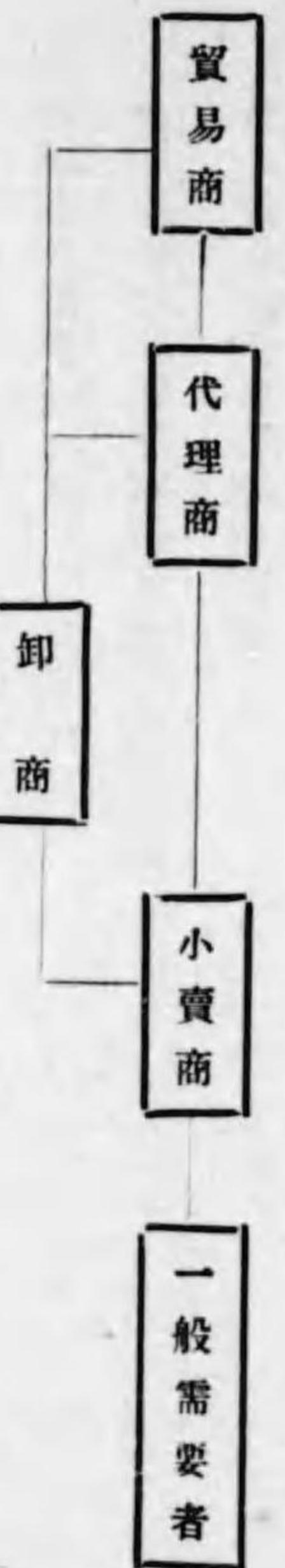
(2) 我が國の医科器械業者

医科器械業者は東京にあつては日本橋本町神田本郷一帯に群集してゐて、其れら器械關係の店（医科器械理化學器械）は約六百あるが他の地方は僅かである。

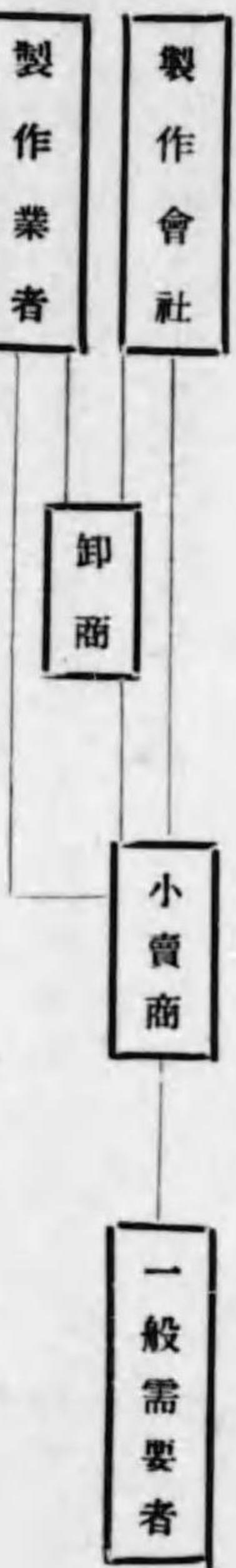
(3) 取引の順序

医科器械の取引順序は「舶來品」と「國產品」に分けると、(1) 舶來品——直輸出入商に依つて輸入せられた器械は卸商に賣られるが直輸出入商と卸賣商の間に代理商を置くが普通は卸賣商が舶

來品の代理業務も合せ營んでゐる。卸商に渡つた器械は小賣商を経て一般需要者に賣捌かかる。それを圖解すると



(B) 國產品——大小製作業者に依つて製造された器械は卸商小賣商へ廻されるが卸商から小賣店を経て一般需要者に賣捌かかる。「顯微鏡」「レントゲン」「太陽燈」等は各製作會社から各商店へ賣られる。



(C) 小賣商の仕入販賣

小賣商店では取引する器械を卸商或ひは製造業者の何れから仕入れるが、普通小賣商としては

卸商の手を経ず直接製造元から仕入れるのを理想として居る。それは卸商からと製造業者からとでは同じ器械でも仕入値段が著しく差が多い爲である。故に小賣業者は常に多くの器械を前以つて製造業者が仕入れて置く。然し醫科器械は前に述た通り其の種類が多く通常取引されてゐる器械を揃へて置く事は不可能である。それで注文された時に不足の器械を専門の卸商に供給を受け、大物は注文に依つて始めて製作業者に作らせる様になる。

東京市内では製造業者の數も多く各々専門の製作をして精巧な器械が仕上るが、餘り盛んでない地方では製作業者は殆ど無く、したがつて地方の小賣商は東京の製作業者或ひは急を要する場合は卸商小賣商から供給を受ける。醫科器械の販賣先は各器械に依つて病醫院何々科に行くが其の外學校研究所或ひは一般の家庭へも賣られる。然し病醫院が重で他は僅かである。

5 醫療器械の種類――

- A 診察及診斷器械研究試驗室用器械
- B 注射注入吸引穿刺器械
- C 保險衛生器械身體種痘器械
- D 麻醉器械
- E 止血及縫合器械
- F 外科及整形器械
- G 義肢矯正器補治療具
- H 眼科器械
- I 耳鼻咽喉科器械
- J 齒科器械口腔器械
- K 喉頭氣管食道直達器械及胃腸器械
- L 瘰膿膀胱尿道器械
- M 婦人科產科器械
- N 燒灼器械並電氣器械
- O レントゲン裝置及附屬品
- O A 物理學的療法器械
- P 手術室用器械器具
- Q 診斷室用器械器具

R 消毒器械及裝置

S 家庭衛生看護用器械附救急函

T 調剤竝製剤器械投薬々用品及藥籠

醫科器械と云はれるものは右の様な臨床器械を指すもので理化學其他の器械は臨床器械に對して基礎器械と云はれてゐる。

6 醫科器械と貿易

我が國に方て醫術の幼稚な時代には種々なる藥草に依つて治して居たが新醫術が歐米諸國から傳へられると、それと同時に醫療器械も輸入されて來たが、此の時代には器械は製作すると云ふ事もなく外國品の輸入に依つて間に合せて居り模倣時代と云ふ様な時代であつたが國內に醫術が發達すると醫科器械も我が國內で發明、考案、外國品の改良が盛に行はれた。したがつて外國品の需要も減少し現在では殆んど全部の醫療器械が日本品で足りる様になり時代は模倣時代より獨創時代に變つた。

然し外國品の需要が減少したと雖ども光學器械丈けは、相變らず輸入されて居り其の間に日本でも光學器械の研究が最も需要の多い海軍の後援の元に各地で行はれてゐる爲、舶來品（主に獨逸）

に劣らない器械が次々に製作され又外國爲替關係で舶來品と國產品との價格を著しく引はなした事に依り外國品の輸入も少なくなつた。

醫療器械は前記の如く製作される様になる事に依つて、日本では朝鮮臺灣滿洲方面に器械が流れ、出て來てゐるし米國には硝子製品が多量輸出される様になり醫療器業は自供自足の状態にある。

新聞資料の研究に就いて

新聞資料の研究は主として四年生が實施してゐます。其の主なる仕事を列舉すれば次の如くであります。

- 一、毎日の新聞から公民科並びに商業經濟に關する重要記事を切抜き、分類保存の上、將來の参考資料とすること
- 二、右の切抜記事中特に必要あるものは、適當な解説を附して掲示し、一般生徒の閲覽に供すること
- 三、切抜記事中より一定の題目に關係する記事のみを撰別して、新聞記事の蒐錄を作成すること
- 四、適宜、グラフ、統計圖表等を作成して掲出すること

次に掲載した「日濠通商紛争の經過」なる一文は、前掲第三に述べた新聞記事蒐錄の一つで、昭和十一年五月二十三日より同年八月末日に至る迄の新聞記事を基礎として編輯したものであります。

新聞記事蒐錄

日濠通商紛争の經過

新聞資料研究部共同作成

四A 田中俊雄	四A 角田純一	四A 野崎健一郎	四A 横田徳仁
四B 中西彌太郎	四B 森 總平	四B 下村 真平	四C 小林敏男
四C 伊藤松五郎	四C 星野正明	四C 金子勇作	

一序

本邦貿易は昭和八年末より異常なる發展を示し、昨年の如き貿易總額實に五十二億二千萬圓に達し空前の大記錄を作つた。これを前例に徴すると、大正十四年關東大震災の直後復興材料の輸入が激しかつた當時五十一億に達したことがあるばかりで、然もその時の貿易尻は三億五千八百萬圓の入超を示したに對し、昨年度の入超は僅々千四百萬圓に止つて居る。五十二億の中二十六億が輸出であつた。これを前年に比較すると一割七分の増加である。こゝ兩三年來の輸出増加率を見ると、昭和七年は六年に比し二割三分、八年は三割二分、九年は一割七分、九年、十年も亦同様な増加率を示してゐる。この輸出貿易躍進の原因としては、綿織物の全面的進出、雜貨輸出の増進、新市場獲得等が挙げられてゐるが、實際日本商品は世界各地に氾濫したのである。

然し乍ら何の場合でも好況の後には必らず反動があるものである。我が對外貿易の異常なる發展も昨年來より本年にかけて既に頭打の情勢が顯著となり、舊市場、新市場共にその現有勢力維持に極度の困難を感じてきた。昨年の日印會商を前後として英帝國、和蘭等何れも相次いで極度の貿易保護政策に轉向しだした。此の轉向が急激な爲に、制限方法も從つて頗る過激で、關稅引上げを

筆頭に、輸入割當制、許可制等々實に周到なる防遏策を實施して、日本品を阻止しようとした。最近に於ける濠洲の高率關稅賦課に依る日本品締出も亦その重要な一つである。

元來日濠間には昨年の一月以来會商が行はれてゐたのであり、今年一月キヤンペラに於て再會を見た以來も、本邦代表は濠洲代表との間に屢々細目の協議交渉を重ねてゐたのである。日本側が綿布、人絹、絹織物等の重要な輸出品に對する關稅の引下げを要求したに對し、濠洲側はその特產物に對する輸入制限不實施確認の要求を爲し、日濠會商は漸次交渉の核心に添ふて進められつゝあつたのである。然るに濠洲政府は俄にその態度を非協調的に急變し、本邦側の再三の交渉にも拘はらず遂に五月二十三日、本邦綿布、人絹に對し高度の輸入稅增徵を實施するに到つたのである。

素よりこの關稅引上が不當なることは言ふを俟たぬ。我國でも斷乎として通商擁護法を發動してこれに報いた。以下この日濠通商紛爭の經過に關し少しく敘述の筆を進めて見たいと思ふ。

二 對日關稅引上の發表

濠洲聯邦貿易次官ヘンリー・ガレット氏は五月二十二日下院にて政府は二百萬ボンド以上の輸入品を從來の輸出國から英國並びに濠洲品の顧客國に振り向ける爲に、外國品に對して關稅引上、特許制の創設を行ふ旨を聲明した。その結果日本の綿布、人絹は當時の從價稅の代りに特別稅が課せられることとなつた。次に日本品に對する新稅率を示し、尙從來の稅率及英國に對する稅率との比較を行つて見やう。

人 絹		布 (單位錢、一ペニスラ七錢トシテ換算、原價ハ一方碼宛)			
本	日	鹽 潤	ホイル織	シヨウセツト	鷄 織 紬
新	舊	一三(四〇%)	六・四(四〇%)	一四(四〇%)	二三(四〇%)
關	關	六三(一〇五%)	六三(四〇%)	六三(一〇五%)	一〇四〇%
稅	稅	六	三	三	六
(品 國 英) 原		大	四〇	八	五〇
綿 布		二三(二〇%)	八(二〇%)	一六(二〇%)	二三(二〇%)
未 晒		一〇・五(二六%)	一〇・五(二六%)	一〇・五(一三%)	一〇・五(一七・五%)
加 工		一七・五(二五%)	一七・五(二五%)	一〇・五(一七・五%)	一〇・五(二三%)
(品 日 本 原 舊 關 稅)		四	二五	六	八
未 晒		三・五(五%)	三・七五(五%)	四・五(二五%)	
加 工		一九(一〇八%)	二七・二五(一七五%)	二七・五(一七五%)	

(品 新 關 稅	價 三 二(10%)	價 三 三・五(一四%)	價 三 三・五(一一%)
又ハ(五%)	一・五(五%)	一・五(五%)	一・五(五%)

右表の如く人絹布に於ては、從來の従價四割から一躍十割乃至四十割と禁止的關稅となり綿布に於ても、先の二割に對し約十割の頗る高率を示してゐる。處が英國品に對しては、人絹布が從來の二割から大部分二割以下に、綿布が一割から半減して五分と特惠を增加してゐる。(五・一四東朝)即ちこの關稅引上は、日本商品の輸入を抑壓して英本國品を優遇せんとするものなることは明かである。従つて濠洲が英國の有力な植民地であると云ふことを考へてみれば、問題は日對濠よりも日對英であると云ふことにもなるのである。

濠洲關稅未曾有の高率に日濠經濟關係はこの新關稅の存在する限り根底より破壊される外は無いであらう。然して斯の如き濠洲の露骨な排日貨政策はランカシャ代表トムソン氏一行が去る三月渡濠して活躍を試みて以來のことであることを考察してみれば、これは單に日濠の經濟問題に非ずして、世界市場に於ける日英の基本的の對立關係であると云ひ得るのである。(五・一三東朝)

大戰中米國の紡績發達に依つて大市場を失ひ、近年日本の工業は驚異的進歩と躍進を重ねて滿洲事變後は英國の株を奪つた形となり東南洋市場に進出してゐる日本の貿易は世界市場に進出した。これ正に日本商品の價格が低廉であり、品質が優良である證據でなければならない。日本商品原價が英國品原價より遙かに低廉なることは既に前掲の統計によつても明かなる處であり、その上商品優良と見てゐる。全く鬼に金棒である。世界市場に進出せざるを得ないであらう。それに引換へ英國は、綿工業が代表的工業であり現に五十萬人の從業員により、世界總錘數の約三割を動かし、年二百五十萬俵の輸入棉花を消費してその製造の八割五分を國外に出して居る大產業である。故に太平洋に於ける市場を印度、濠洲に確立する必要がある。この場合日本商品の進出は正に英國綿工業の脅威であらねばならぬ。従つて今回の濠洲對日關稅引上の裏面には英國あることを忘れてはならない。その證據に英本國では、今回の改正を英貿易新促進策であるとして喜び、その改正に依つて利益は一年三百萬pondの増加(内譯次ノ通り)としてゐる。

綿 布 輸 出	四千百萬ヤード	百二十萬pond	七百萬ヤード	增 加	四十萬pond
---------	---------	----------	--------	-----	---------

しかもこれに依つて安價な日本品により脅威を受けた濠洲市場を確保して、英國の立場を強化するのみならず濠洲の製造工業を發展さす助けともなる。更に濠洲失業を緩和することになるとも云はれてゐる。

要するに彼等の最大の目的は、

一つは我大陸政策を

二つには日本貿易の世界市場進出を防ぐことである。こゝに於て日本は貿易非常時に向つて更に一步を前進したものと云つてもよいのである。

三 濠洲の關稅引上は不當である

昨年一月以来の日濠通商關係調整の爲の交渉は現在日濠貿易關係が日本の夥しき入超となつてゐる改善し、日本の對濠輸出を増加せしめんが爲に日本商品に對する濠洲關稅の引下を行はしめんが爲の目的であつた。それにも拘はらず濠洲政府は不當にも特に綿布、人絹織物の如き我が對濠輸出の重要な商品に對する關稅の高率引上を行つた。その爲に妥協的交渉は全く望を斷つて、日本は濠洲に對し一戦を交ふる他なきことになつたのである。次に此の關稅引上が如何に不當であるかを説

明する爲に最近の日濠貿易關係を數字的に解剖して見やう。

先づ我が對濠貿易の全貌について見れば次表の如く本邦側の入超を以つて一貫し、昨年度の如きは一億六千餘萬の入超となつて、完全なる片貿易の實情を示してゐる。

本邦對濠輸出 輸入 入超（單位千圓）

昭和八年	五、四六	二〇四、五六	五三、一七〇
同九年	六、四三	一九七、七六	三三、二九
同十年	七、七五	二三五、二六	六〇、三三

即ち輸入にあつては羊毛の如く本邦羊毛工業に對し從來殆ど不可缺の原料たるに對し、輸出の大部分は特惠待遇を受けるイギリス品との競争的地位にあると共に、濠洲側に於ける產業保育策に觸れ從つて關稅政策の対象となり得る性質のものであつたからである。然も此の日本品輸入額は濠洲市場に於ける輸入總額の僅に六分を示すに過ぎず、これを第一位にある英國品が濠洲輸入總額の四割を占めるのに比すれば、實に微々たるものなのである。

翻つて濠洲自體の貿易狀態をみれば常に出超を示して居り、重要輸出品としては、羊毛、小麥、小麥粉、バター等を數へ就中羊毛は首位を占めて三四年度の如きは十一億千五百萬ボンドの總輸出

中五億七千百萬ポンドと實に半數を占めてゐる。三四一—三五年に於ける羊毛輸出高の中イギリスは總額の約四割を占めて第一位たるに對し日本は二割二分を占めて第二位にある。然も此の羊毛は本邦に輸入される羊毛總額の實に九割五分内外を領して他を斷然引き離して居り、昨年度羊毛輸入一億八千萬圓に對する本邦毛織物輸出三千二百四十萬圓を考へれば、殆どその内地消費たるを知ることが出来る。それのみならず一九三五年六年度の羊毛については本年四月迄の買付に於て我國は六十六萬俵に達し、英國はその七割六分に止まつて日本は實に濠洲羊毛輸入の第一位を占めるに至つたのである。

以上の貿易統計によつて、日濠兩國が通商抗争の状態となり全くその貿易關係が絶たれたとして日本の失ふところは昨年度の輸出額を取つても年額七千萬圓、此れに反し濠洲は二億三千五百萬圓の日本市場を喪失することになるから貿易中絶の状態が兩國經濟に及ぼす影響は比較にならない。殊に安價なる日本品を阻止して高價なる英本國製品の使用を餘儀なくされる結果が、濠洲消費階級の負擔増加になることは當然である。更に濠洲は日本が濠洲羊毛に依存してゐる状態より推して日本は到底濠洲羊毛の制限を實行する勇氣を持たぬものと多寡を括つてゐたが、我國としてみれば濠洲羊毛の輸入を減少する爲には南阿、アルゼンチンからの羊毛並びにステープル・ファイベーの發

達に依つて、我々は羊毛代用品を利用することが出来る。即ち抗争状態が長びけば長びく程有利になるのは日本、不利に陥るのは濠洲と先づ大體の見透しを付け得るのである。(五・二四中外)

四 我が對策——通商擁護法發動決意

向ふから喧嘩を吹つかれられ、然もその相手方の言ひ分たるや全く理に反する事であるとするなら男としてだまつて居られ様か。丁度此の關係が今次の日濠通商問題である。濠洲の關稅引上が不當であることは既に前に説明した所に依つて明らかである。そこで我國はこれに對し遂に止むに止まれぬ立場から昭和九年五月に施行されて以來僅かに一度加奈陀に對して發動したのみの、所謂傳家の寶刀通商擁護法の鞘を拂ふこととなつたのである。

然らば通商擁護法とは何んな法律なのか。實は通商擁護法とは本當の名稱ではなく、正しくは、「貿易調節及通商擁護に關する法律」と云ふむづかしい名である。簡単に謂へば我國の貿易を護る法律である。換言すれば相手國が我が貿易に對して痛切な不利益を與へた場合我が通商を擁護する爲に相手國に報復手段を構する爲の法律である。即ち同法の第一條に「外國ノ執リ又ハ執ラントスル措置に對應シテ貿易ヲ調節シ又ハ通商ヲ擁護スル爲」とあるのが此の間の事情を明瞭に説明してゐ

る。然して同法により招來し得る効果は大體次の四項に纏めることが出来る。

- (イ) 一定品目を指定し、その輸出數量、價格を制限又は決定し
- (ロ) 又は全然輸出を禁止する。
- (ハ) 輸出の場合と同様に、輸入の制限又は禁止をなし得る。
- (ニ) 十割關稅の賦課。

五 民間團體の動き

政府當局が對濠通商擁護法發動を決意したのに相應じ、本邦關係業者も果然濠洲の態度に憤慨し直ちに之が報復の決意が固めらるゝに至つた。即ち

(一) 日本絹、人絹、綿糸布輸出組合聯合會としては——四月十五日より價格統制を實施し數日前輸出組合法第九條發動迄見たが、暴戾なる濠洲の舉措に對しては最早統制は不用に歸したので、二十七日緊急對策協議會を開き審議の上濠洲に對する限り統制を破棄することに決し、

(二) 人絹聯合會では——緊急理事會を近く開催、全人絹關係者の對策協議をすることとなつた

更に、

(三) 羊毛工業會では——二十六日新大阪ホテルに緊急理事會を開催し、通商擁護法發動に依る羊毛輸入制限乃至關稅引上に關する善後措置につき協議することとなつたが、同會としては既に羊毛の輸入制限を期待し、國策に殉する方針を決定し政府當局の態度を注視しつゝ應急の報復策として昭和十年九月乃至十一年八月の期間に於ける羊毛買付中止説が一部に稱へられるに到つた。

かくして以上關係三團體は結束して對濠報復に起ち近い中に政府に對策を具申する如くに見られた。(五・二四中外)

次いで二十六日、日濠通商關係の重大化に關し濠洲膺懲の鍵を握る羊毛工業會では、豫定の如く新大阪ホテルに緊急理事會を開き對策を協議したが、同理事會に先立ち同會理事長川西日毛社長は二十五日左の如く語つた。

濠洲政府の暴戾なる態度には官民一致して對策を講ぜねばならない。政府は既に通商擁護法の發動を聲明したので、羊毛の輸入數量制限は愈々斷行されると見られるが制限の程度は未だ判明せず、本會としての對策も未だ確定してゐない。從來我が羊毛工業に對し濠毛に依存し過ぎるとの

非難が、屢々行はれたが、これは濠洲が距離的に近く、創業時代より技術的にも濠毛本位にあつた關係上、こゝ數ヶ年に於ける斯界の飛躍的發展に際しても濠洲以外の羊毛に迄手を伸ばす餘裕が無く致し方なかつた譯であるが、この際濠毛依存の態度を一擲して進んで、南阿、南米等の羊毛買付増加を圖らねばならぬ。勿論發展途上にある羊毛工業を危地に陥れることは避けねばならぬが、國策に適應して善處する積りである。(五・二六中外)

二十六日の新大阪ホテルに於ける同會理事會は滿場一致濠洲膺懲の國策に順應することを申合はせ、その具體的對策を二十七日同所に於ける正會員會に上程正式に決定することとした。その内容は大體次の如きものである。

- (一) 濠毛輸入制限に應じ七月或は八月以降毛糸の三割操短斷行。
- (二) 六月二日よりプリンスペーンに開市される羊毛最終セリ市(出市場十五萬俵内日本の買付例年三・四萬俵)の買付は見送る。新羊毛年度(九月)からは昨年度濠毛輸入量の約三分の一、二十五萬俵を買控へ、これを南阿、南米、ニュージーランド等より補給す。(五・二七東朝)又之に先立つて、紡績聯合會、輸出綿糸布同業會、神戸綿布綿製品輸出組合、日本綿織工業組合聯合會、神戸絹人絹輸出組合、大阪織物輸出組合、人絹聯合會、日本絹人絹糸布輸出組合聯合會の

八團體では二十五日午後三時半より綿業會館に於て聯合協議會を開催、各團體代表者を以て對濠洲對策委員會を結成し、その第一回會合を二十八日綿業會館にて開催すること及び具體的對策を研究して、適宜政府當局へ建言することに決定し、次の如き聲明を發表した。

日濠貿易は常に片貿易で昨年の如き一億五千萬圓の大入超となつてゐる。然るに濠洲政府が今回嘗て類例なき無法なる關稅引上を斷行し、本邦綿布人絹の對濠輸出絕滅を來すに至れるは、實に許す可からざる暴舉であつて、吾々の憤慨に堪えざるところである。これに對して我が政府當局が直ちに決然たる意志表示をなせるは、寔に當然であつて、吾々當業者も又協力一致當局を支持して、これが對抗策に邁進するの覺悟を有するものである。(五・二六中外)

又通商擁護法が實施されて、濠洲よりの主要輸入品である羊毛、小麥の輸入制限が實施される場合専ら輸出向製粉の原料たる濠洲小麥を使用する我國製粉業者は、如何なる影響を受けるかと云ふに、次の如き諸理由により採算的に有利なカナダ小麥を濠洲小麥の代用として輸入すれば足る事情にある爲濠洲小麥不買を斷行しても我が製粉業者は何ら痛痒を感じない自信があつた。

(一) 各製粉會社は昨今の輸出不振の爲濠洲小麥の手持が相當に有り、旁々本年(昭和十一年)内地小麥は豫想外な不作の爲内地小麥の不足を來し、これが不足を補ふ爲各製粉會社は例年に比

して濱洲小麥を相當に買付けてゐる爲、輸出向製粉の原料にはさして困難を感じて居ない。

(二) 本年(昭和十一年)のカナダ小麥作柄は豊作である爲輸出向製粉の原料として、カナダ小麥を輸入すれば採算が充分引合ふに至るとの見透しがつき、製粉業者は濱洲政府の本邦品に対する措置如何に拘らず、漸次カナダ小麥に轉換する事情に置かれてゐる。(五・二四中外)

尙前述の諸事情を數字的根據により説明すれば次の如くである。

カナダ 濱洲 アルゼンチン

昭和八年	一八七、四〇(二〇、二四)	六五九、三三(三、六六)	一七〇(一八)
同九年	一三、五四(八、一九)	四四五、五〇(三、〇三)	二三、四六三(六三六)
同十年	八、二八(六、三七)	五五五、八〇八(三、九五)	四七、八三四(二、五七四)

尙濱洲小麥の最近四ヶ年間の平均輸入數量は約六百七〇萬ピクル(四〇萬トン)で我が輸出製粉の大部分は實に濱洲小麥によつてゐたものである。翻つて濱洲より見れば、本邦への四〇萬トンの輸出は總輸出額の二割内外に過ぎない。勿論濱洲小麥の代用としてはカナダ及アメリカ小麥を利用し得るので、濱洲小麥が制限されても所要の外麥を買付くることに於ては、何等問題とならず、殊に濱洲小麥の輸入最盛期たる――四月を既に経過した時のこととて尙更苦痛ではなかつたが、採算

的に見ると濱洲小麥の沖着値は一〇〇斤六圓三〇錢であるに對し、米國新小麥の八・九月積のそれは六圓四十錢だから、これに格安のカナダ小麥四號品の五圓九〇錢内外のものを混合使用すれば大體濱洲小麥と同價格の原料となるのである。併しこれでは製粉品質が濱洲物を使用するより稍低下するのでこの點製粉會社も聊か頭痛とするところであるが、大體に於て小麥輸入制限に對して製粉會社は樂觀してゐた。(五・二八東朝)

現在濱洲より輸入せらるゝ小麥の大部分は、内地及び關東州にて製粉として滿洲國、その他に再輸出されるものであり、又小麥にて直接滿洲國に輸入せらるゝものもある爲、小麥に對する輸入許可を内地に實施する場合、同時に關東州、滿洲國にも實施しなければ輸入許可制の効果は著しく減殺されることになり、民間當業者もこの點に關する政府の適當なる措置を要望した。そこで政府は右の措置として輸入許可制の實施に關する勅令は關東州にも適用し得ることとし、滿洲國については内地と同様の方針をとる様外務當局より滿洲國政府に對し交渉を行ひ、兩國間に近く完全なる諒解が成立し、滿洲國側も濱洲小麥及び同小麥を原料とする製粉輸入に對し、許可制を施行するものとせられるやうになつた。(五・二八東朝)

六 當局の動き

對濱脅懲に關する民間側の活潑な運動に相應て、當局側でも着々と對濱報復の目標に向つて邁進した。元來我が當局は去る四月中旬綿布、人絹に關する交渉の決裂當時より濱洲の反省を求めるには通商擁護法の發動による對濱報復策を實行する以外に對策なしとの決意を有して居たのであるが、一應濱側の最後的考慮を促す爲公文書を以つて、濱洲の日本商品輸入阻止に關する措置について、我主張點を明にし、綿布、人絹織物に對する關稅引上輸入許可制等の撤回を要求した。然るに濱政府の回答には今回の關稅引上は我が國が綿布、人絹の輸出制限をせざる爲であると事態の責任を我に轉嫁し來り、且つ英國との關係を強調して我が要求を拒絕して來たのである。斯くして濱洲政府が我が好意に對して之を一蹴するが如き態度に出たので、事態は漸く悪化の階段を辿るに到つたのである。

次に政府當局の動きの中心とも云ふべき關稅調查會につき事態の推移を辿つてみやう。

五月二十八日第一回關稅調查會幹事會は、丸之内中央會議所に於て開催され、大藏、外務、商工、農林、拓務、對滿事務局等關係幹事全員出席、前後四時間に亘り協議を重ねて通商擁護法發動の原

則を全會一致で承認の上、その具體的方法として大體次の如く決定した。

- 一、輸入羊毛、小麥に對する輸入許可制
- 一、皮革、牛脂、牛肉等に濱洲品に限り關稅引上（實質上輸入禁止）
- 一、羊毛、小麥の輸入組合結成（輸入數量の自治的統制を目的）
- 一、滿洲國に於ける濱洲小麥の輸入制限を目的とする日滿兩國經濟協定締結に關する件
- 一、羊毛市價騰貴防止方法（五ニ九東朝）

以上の原案は次いで六月九日の第二回幹事會に於いて、

- 一、羊毛、小麥の許可制
- 一、牛皮、牛脂、皮革に對する禁止的高率關稅賦課
- 一、毛屑、毛ぼろの輸出許可制

の三方法を並行せしむることに意見一致、施行期間を一ヶ年の豫定とした。（六・一〇東朝）そして續く六月十二日の關稅調查委員會に於て、詳細の報復具體案が決定された。

この間に商工省では六月四日、商相官邸に貿易顧問會議を開催、濱洲政府の不當措置に對して今回帝國政府が通商擁護法發動のやむなきに到つた實狀に對し各顧問の諒解を求め、右に對し何れも

これに同意を表する處あり、次いで各顧問より今回の對濠膺懲策としては、通商擁護法の發動のみでは徹底を期し難く、羊毛對策として、

(一) ステーブル、ファイベーと羊毛との混織獎勵。

(二) 内地、北海道、東北地方に於ける綿羊飼育の積極的獎勵及満洲に於ける飼育獎勵を要望し、これに關聯して我國各種産業の全面的原料國策の確立を促進すべしとの意見も頗る有力に主張された。

内地に於て以上のやうな經過を辿るうち、濠洲現地に於ても我が村井總領事とガレット條約相との間に數次の交渉が續けられた。即ち五月二十八日に於ける村井總領事とガーレット條約關稅相のキヤンベラに於ける會見に際しての、兩者の云分を見るに、

濠洲側は

今回の措置は國策上濠洲として已むなきに出たもので、日本への影響は日本が主張する程の打撃とは思へぬ。人絹綿布に於ては依然として日本商品が、濠洲需要の主要部分を占めるだらうと信ずると、一向に緩和的態度を見せず

日本側では、

日本の朝野は濠洲の態度に激昂して對抗的措置を取る事にならうが、それは當然のことである。

濠洲側は影響なしと見るも現實の問題として影響は極めて甚大であるから、日本側で對策を講ずるのは止むを得ない

と日本政府の方針を率直に通達した。(五・三〇東朝)

六月三日兩者の會見は更にメルボルンに於て行はれ、

濠洲側は、

新關稅を適用することにはなつたけれども、現在省令では綿布、人絹布の輸入を困難ならしめざるやう規定してある故に、日本側に於ても濠洲よりの輸入を防止する如き措置を執らざる様と、相變らず虫のよい希望を述べたので、之に對し日本側としては、

從來日濠親善關係を考慮して關稅戰を避け、圓滿なる解決を圖るべき努力したが、濠洲側が新關稅を撤回しない以上何等かの防衛措置を執るの外なし

と遂に斷乎たる決心を示すに到つた。かくて事態は愈々通商擁護法の發動を促進せしむることとなつて來た。(六・五東朝)

この斷乎たる我決意が反映してか、六月五日の某所入電は

(一) 濠洲羊毛市場は擁護法發動の報を入れて一般に不振に陥り、六月二日からメルボルンで行はれた羊毛競賣では、日本商社が参加せざる爲、相場は四月に比較し五分乃至一割安と低落を示し、

(二) 全濠牧羊者協會は六月中旬總會を開いて、政府に提出すべき強硬なる對日方針緩和の要求

を、決議する筈である

と、傳へるに至つた。

六月十五日村井總領事は通商擁護法に關する我政府の方針を通達、新關稅制定につき更に濠洲政府の反省を促した處、ガーレット條約相は自國の方針を述べ、出來得る限り貿易戦を回避し、友好的に解決した旨要望し、此處に於て情勢は幾分好轉を見るやに見えた。そしてキヤンペラ十五日發の同盟は、濠洲政府筋が村井總領事は通商會談を續開するかどうかを本國に請訓中で、それが確定する迄には未だ數日を要するであらうが、會談の續開の可否が決定する迄、日本政府は報復手段の實施を、見合せるだらうとの觀測をなしてゐる旨を報じた。(六・一六中外)

しかしこれに對し、我が政府側は情勢好轉の如く傳へられるのは、何れも濠洲政府の作爲に基づく宣傳に過ぎないと案外これを輕視し、結論として、今回の濠洲政府が突如關稅の引上を斷行

したのは、通商交渉中の出來事であるので、これは全く濠洲政府の無誠意に外ならない。従つて單なる讓歩位では局面の好轉は、期待出来るものではなく、濠洲側が交渉繼續の希望を有して居るならば、先づ今回の新關稅を撤回して、元の白紙の状態に立歸つて、相互的立場から根本的にやり直す方針でなければならぬと、依然として强硬なる態度を示した。

七 報復具體案決る

對濠通商擁護法發動に關し、報復具體案を決定すべき最後の關稅調查委員會は、六月十二日午後一時半より丸の内中央會議所に開催された。同委員會に於ては、小麥及小麥粉、羊毛の輸入許可制並びに、牛肉、バター、コンデンスド・ミルク、牛脂等に對する輸入稅を從價五割增課し、且又輸入許可制を一層強固ならしめること、毛屑等の輸出についても許可制を採用する事といふ廣汎な政府原案を議題とし、結局次の如き決議が行はれた。

決議要項

(一) 本邦に對し外國貿易上連年出超關係に在り、通商條約の締結なく、且現に本邦品に對し不當なる輸入防遏の措置を爲す國の產出又は製造に係る物品に對し、輸入許可制及び輸入稅の増

課を行ふものとすること、尙輸入許可制に伴ひ、輸出許可制も行ふこと。

(一) 輸入許可制の適用を受くる物品は、左に掲ぐるものに限定すること。

小麥、小麥粉、屑又は故の羊毛。

(二) 輸入税の増課を爲す物品は、左に掲ぐるものに限定すること。而して輸入税増課の程度は從價五割とすること。

牛肉、バター・コンデンスドミルク、皮類、牛脂、カゼイン。

(四) 輸出許可制の適用を受くる物品は、左に掲げるものに限定すること。
羊毛、山羊毛及駱駝毛、毛又は毛入の屑又は故の纖維、屑織糸及屑糸、檻棲の内毛又は毛入の檻棲。

(五) 輸入許可制及輸入税増課並に輸出許可制の施行期間は一ヶ年とすること。

(六) 輸入許可制の適用を受くる物品に對し、主務大臣の輸入許可を受けたる者は、原則として許可の日より三月以内に之が輸入を爲すを要すこととする。

(七) 輸入許可を要する物品又は輸入税の増課を受くる物品を、輸入せんとする者に對しては、其の製產原地證明書を提出せしむることとする。

(八) 輸入又は輸出許可制の適用を受くる物品に就ては、主務大臣は其の輸入者、輸出者、取引業者等に對し必要なる報告を命じ、又は相當の取締を爲すを得ること。

(九) 昭和九年法律第四十五號に依る勅令(所謂通商擁護法)施行の際、現に本邦に向け輸送の途に在る物品又は保税地域に藏置中の物品には輸入許可又は輸入税増課に關する措置を適用せざることとする。

かくて政府原案は滿場一致可決され、大體六月廿日前後には、愈々通商擁護法の發動が實施されるものと見られるに到つた。(六・一三中外)

かくて六月十九日カンペラ發同盟によれば、村井總領事は十九日ガレット通商條約相に對し、帝國政府の訓令に基き「濠洲政府が、織物關稅引上の撤回を拒絶したる結果、帝國政府は濠洲よりの羊毛、小麥、牛脂の輸入を制限する爲、通商擁護法を發動するに決した」旨電話を以て通告した。これに對しガレット氏は二十日通告の全文を受理するを待つことし、單に聞き置くことに留めたが、濠洲政府は日本が實際に通商擁護法を發動すれば、通商交渉を打切ると共に、日本品に對する嚴重なる輸入許可制を實施して、報復手段に出ると解されて居り、日濠通商關係は愈々重大危機に直面することとなつた。(六・一〇東朝)

扱こゝで少しく前掲の報復具體案の内容を検討してみるに、今回の報復案内容は、我が輸入統制の方法に一段の發展が見られ、特に羊毛の如き重要輸入品に對する國家權力による數量統制、極く特殊の場合以外一方的に實施したことの稀な輸出許可制等の新機軸を採用したことは、種々の見地から注目されて居る。今回の發動方針をカナダに對する場合に比較すれば、遙に廣汎であり、左の三點に特徴が見られる。

一、カナダの場合は輸入税從價五割の増課一本槍で進んだのに對し、今回は小麥、羊毛に對する輸入許可制とその他の商品に對する輸入税増課とを併用したこと。

二、原料を國內に確保する爲輸出許可制を採用したこと。

三、發動の効果を擧げる爲滿洲國と協調して共同歩調をとつたこと。（六・一三中外）

八 愈々擁護法發動

濠洲政府の不當なる關稅障壁に對して、我が政府は二十三日（六月）の閣議で報復手段として、通商擁護法を濠洲に對して、發動することに決定し、二十四日上奏御裁可を仰ぎ二十五日官報を以て勅令並にこれが實施に伴ふ商工省令、告示を公布し、即日實施することとなつた。

勅令の内容は、昭和九年法律第四十五號第一條の規定に依り、羊毛、毛屑、古羊毛、小麥粉に對する輸入許可。牛肉、バター、コンデンスドミルク、皮類、牛脂、カゼインに對する關稅五割引上及羊毛、毛屑、毛盤襍に對する輸出許可制を向ふ一ヶ年間實施することを規定し、これに伴つて公布された商工省令は、輸出入許可の手續を定め、商工大臣告示は羊毛に對する輸入統制を確立する爲、國內に於ける羊毛の輸入、使用實績、在庫數量等の報告を營業者に命じたもの、大藏、商工兩大臣の連記告示は擁護法發動の相手國を、濠洲聯邦と指定したものである。（六・一五東朝）

この對濠通商擁護法の發動に對し、外務省では、擁護法發動の經緯を説明する爲に大要次の如き聲明を發した。

日濠間の貿易は歷年日本の輸入超過になつて居り、特に昭和八年以來入超額が著しく増加した。そこで帝國政府は日濠貿易を安全なる基礎に置かん爲、昭和九年五月濠洲外務大臣シイサム氏の來朝に際し、通商條約締結の交渉方を提議し承諾を受け、昭和十年二月より濠洲にて正式商議を開き一時都合により中止したが本年一月再會、關稅率、輸入の禁止及制限、爲替補償稅等の問題につき商議を重ね、相當進歩を見た。處が本年一月濠洲側は日本品が餘り低廉の爲、關稅收入が減少すると云ふ理由により、濠洲に輸出する本邦の綿布及人絹布を少なくする様求めて來たので、我が方に

ても色々出来得る限りの協力を爲したが、四月に至り濠洲では數量制限を絶対必要とし、輸入量を制限するに足る高率關稅を賦課すべしとの意向をもたらした。我が政府では、斯の如き措置は我方に著しく不利で、到底應諾し難き旨を回答して、濠洲側の再考を促したが濠洲政府は突如五月二十二日に、綿布、人絹布に對する關稅改正案を上程し翌二十三日より實施した。この關稅改正に依つて、我が綿布、人絹布は殆ど禁止的高率の課稅を受ける事となつた。即ち綿布に付いては、一〇割乃至一四割。人絹布に付いては、一〇割乃至四〇割の從價を課せられてゐる。故に我が政府は速かにこの不當なる新關稅の撤回を要求したが、聞き入れず、反省の色がなかつたので、止むなく此の通商擁護法の發動を見るに到つたのである。（六・二五中外）

斯の如くにして發動を見るに到つた我が對濠通商擁護法は總てその効果を現はし、濠洲の全羊毛業者の悲鳴を沸き起させた。六月二十六日の外務省の着電によれば、濠洲全牧羊者會議會長ケリー氏並に牧羊者組合聯合會長ボイト氏は、次の如き聲明書を發表したのである。

今次日濠通商交渉が妥協を圖るに至らなかつた事は、吾々の重大關心事である。即ちこの失敗は重要な羊毛市場の喪失となるからである。従つて政府は、一方に重大なる羊毛輸出の戸を閉じた場合、他に之に代るべき歐洲市場を確保しなければならぬ。殊に羊毛業者の不安は、益々増加

しつゝあり、事態が進行すれば財界の大問題となることは、注意しなければならぬ。即ち吾々はこの緊迫せる事態收拾の爲、特別議會の招集を政府に要請する。（六・二七中外）

これに對し、ガレット關稅相は、「特別議會の招集は何等の益なく、暗礁に乗り上げてゐる現在の状態を解決する爲には、寧ろ有害である」と聲明して居り、又二日着の村井在シドニー總領事發電に依れば、その後ガレット氏は國內新聞關係者に、「日本側の措置は事實上濠洲品輸入の全禁止を意味してゐる。これに反し濠洲側の執りたる措置は、英國及外國品の濠洲市場に於ける競争を不可能ならしめたる日本織物の制限を目的としたに過ぎず、而かも日本織物には、十分の分け前を保たしめてゐる。然しこの際、この濠洲政府の執れる措置に就ては、特に何等の説明をしない」と愚痴をこぼしてゐる。（七・三東朝）

このやうな状態に於かれたので、濠洲の羊毛業者間に漸次今回の政府の措置に對する非難が擡頭し、全濠羊毛販賣業者協會長ヤング氏も「今回の政府の態度は、羊毛業者の事情を充分に考慮してゐない重大なる缺陷を有する。事態は益々悪化の傾向にあるから、首相は速に羊毛關係代表者と協議し、事態緩和に對して、適切なる手段を講すべきである」と濠洲羊毛業者の輿論を反映する重大なる聲明を發し、政府の善處を要望した。斯の如くに、濠洲政府は我が政府の通商擁護法發動の

爲に、完全に打のめされた形となり濠洲羊毛業者は著しく動搖する様になつてしまつた。こゝに於て、濠洲政府は、我方の通商擁護法の發動に對抗し、邦品に對する何等かの第二段防退策を講じなければならぬ立場となつた。

九 濠洲側の對策

我が通商擁護發動の斷乎たる實施により、可なりの痛手を受けた濠洲政府は、些も自らの非を覺ることなく、更に邦品防遏の第二手段として、特に我が國の輸出品のみを目的とした特別輸入許可制を七月七日に公布することとなつた。

即ち五月二十三日の關稅改正に際し、英帝國以外の各國品八十六種に對し、一般輸入許可制を實施したのであるが、今度は更にそれに附加して本邦品のみを目標として、特別に輸入許可制を行はんとするものである。然してその品目は、濠洲に特に必要である處の硫黃、除蟲菊、粉袋用「キヤリコ」等を除いては本邦對濠輸出品の殆どすべてがこれに當つて居る。即ち先に行はれた第一次の許可制に依る品名（絹、綿、人絹織物、眼鏡、靴、鐵板等十四種）の他、生糸、綿織糸、衣服類、罐詰類、硝子、自轉車、ゴム製品、鐵製品、玩具、紙類、文房具、セロファン等々實に四十種近く

の多きに達して居る。（七・七中外）

次いで九日、ライオンズ濠首相は、「通商擁護法の發動を停止すれば、特別許可制を撤廢してもよい」と云ふ如き態度のステートメントを發表したが、それに對し、我外務省は、「我國の通商擁護法の發動は、彼の不當なる新關稅に對するものである。彼が關稅引上、特別許可制を撤廢せぬ限り、我が通商擁護法を斷じて停止し得ないことは當然である」と我が斷乎たる態度を談話の形式で發表した。

十 其後の經過

かくて我國の對濠通商擁護法發動に對して、濠洲側が邦品防遏第二段の方策として特別許可制を實施して以來、兩國間の通商取引は、殆ど杜絕状態になつたが、其の結果兩國經濟關係に與へてゐる影響は、濠洲の方が特に甚だしく、濠洲の政府側も漸く焦慮し、ライオンズ首相が村井在シドニー領事に日濠交渉再開を要望するに到つたが、未だ本格的更交渉に入つた譯でもなく、村井總領事もガレット條約相との會見に於ても、單に我が外務當局の先に發表した聲明書の内容を反覆説明する範圍を出です、具體的交渉の如きは全く行はれなかつた。（七・二三東朝）

尤も日本側と雖も、濠洲側の對日方針が十分誠意あるものと認められる以上、交渉再開に應する用意は有してゐたのであるから、村井總領事は二十日濠洲通商條約相ガレット氏に對し、その旨回答した。その結果、二十三日濠洲政府は直ちに交渉再開の旨正式に發表、我が村井總領事も二十六日に到つて、二十八日からキヤンベラに必て交渉再開の事に同意を與へるに到つた。(八・六東朝)依つて二十八日、日濠會商再開第一次會談がキヤムベラに於て、村井シドニー總領事ガレット條約相の間に行はれた。會談は頗る友好的に進み、日濠間の通商紛爭を圓満に解決すべき基礎方針につき、各方面からの検討が行はれ、その後數日に亘り續行される筈となつた(八・一七東朝)。

研究題目並に研究者氏名

第一班

- 銀行券に就いて
銀行券の研究
銀行券の發行制度
中央銀行通貨統制策
低金利と金融情勢
低金利の得失と其の影響を論ず
普通銀行の本質
銀行合同の必要及其の方法 附記合同の經過及實蹟
銀行の預金に就いて

福澤三郎	江口理紀男	長岡重義	高木新之助	松井宏	岸英男	横山新之助	小野雄	青岸一雄	栗省三
井	井	井	井	井	井	井	井	井	井

當座勘定利息計算に就いて

我が國普通銀行の定期預金の問題

普通銀行の預金及び貸出に就いて

銀行の貸出運用に就いて

普通銀行に於ける貸出政策

銀行經營より見たる支拂準備金の意義、内容、對象

爲替業務の重要性

銀行引受手形

銀行と貿易金融

銀行事務の分課及び内部索制組織について

青果取引より見たる東京中央卸賣市場の研究

酒の研究

河 渡 野 元 村 山 省 次 郎

渡邊

元治

村山省次郎

東吾

藤井徳太郎

林 春

藤岡春

山形

竹林

加藤

林喜

克芳

林喜志

山節

竹林

山雄

林榮

芳吉

吉弘

田中

奥村

築比

智本

越三

長弘

篠亮

治藏

二郎

吉治

銀行班全員共同調査

第二班

生存、死亡、混合各種保險の比較研究

鐵道貨物運送に關する若干の問題

海上保險、特に船舶保險に就いて

定期航海業の經營

各種生命保險の比較

生存保險に就いて

死亡保險に就いて

混合保險に就いて

小荷物扱に就いて

小荷物扱に就いて

米

高木平治	秋山健次郎	河渡野元治	吾藤井徳太郎	越築比地智本
砂塚與喜夫	栗原修二郎	村山省次郎	村山省次郎	田中祐亮
堀内健夫	栗原修二郎	河渡野元治	吾藤井徳太郎	奥村
清水規男	伊藤徳藏郎	村山省次郎	村山省次郎	篠亮
龜本彦次郎	矢川直男	河渡野元治	吾藤井徳太郎	吉弘
吉清栗野	高木澤村	秋山健次郎	吾藤井徳太郎	治藏
原水原山	木山澤村	木山澤村	村山省次郎	二郎
隆規修一	健次郎	健次郎	河渡野元治	
二男	與喜夫	與喜夫	秋山健次郎	
二男	衛	衛	吾藤井徳太郎	

宅 扱 に 就 い て
小 口 扱 に 就 い て
交 通 貨 率 の 制 定 に 就 い て
菓 子 業 者 の 日 常 衛 生
米 米 の 品 位

第三班

都 市 の 公 益 事 業 と 信 記

不 動 产 信 記 に 就 い て

特 殊 信 訃 に 就 い て

金 錢 信 訃 の 性 質 より 銀 行 預 金 と の 比 較 に 及 ぶ

信 訃 會 社 の 外 見
不 動 产 信 訃 に 就 い て
金 錢 信 訃 の 意 義 及 諸 項
信 訃 業 と 銀 行 業 との 兼 營 禁 止 に 關 し て
金 錢 信 訃 に 就 い て
信 訃 財 產 の 保 護
本 邦 機 械 工 業 の 沿 革 並 び に 現 勢

我 國 に 於 け る 機 械 工 業 の 發 送
航 空 輸 送 事 業 と 其 經 營
軍 需 イン フ レ と 機 械 工 業 界 の 現 状
蒲 園 と 其 の 附 屬 品 に 就 い て
小 賣 商 店 に 就 い て
下 駄 屋 經 營 法 に 就 い て

福 畑
田 柳
袖 成 濱 高 福 畑 敏 保 藤 中 中 安 太 尼
山 田 地 橋 田 柳 高 沼 山 村 部 期 崎
重 障 信 友 橋 義 一 寿 仁 太 郎 和 正
德 平 一 勇 敏 保 勇 康 雄 夫

藤 吉 安 中
沼 野 仁 山
義 孝 壽 一
森 吉 康 夫
吉 田 野 仁
森 田 野 五
片 堀 伊 松
片 堀 伊 松
寄 内 本 本
四 健 久 德
彦 次 治 藏
藏 郎 長 郎
堀 夫

第四班

人造絹絲の沿革と其の將來性に就いて

人造絹絲に關する研究

人造絹絲業の發達

電氣事業に就て 附電力國營問題

電力料金の基礎

電氣事業並に電力統制問題

電力國營問題に就いて

電力統制に關する研究

戰爭と莫大小並に現在の下級莫大小製造業者に就て

我國に於ける蠶糸業の歴史及現状

日濠會商とその影響

田澤利夫 小出吉久
田澤利夫 小出吉久
青木操一 横山青澤
青木操一 横山青澤
倉田德太郎 小出吉久
倉田德太郎 小出吉久

櫻井潔六 櫻井潔六
櫻井潔六 櫻井潔六
大橋悦也 大橋悦也
大橋悦也 大橋悦也
倉田德太郎 渡正也
倉田德太郎 渡正也

通商擁護法發動と濠毛輸入制限に伴ふ將來の對策に就いて

皮革工業に就いて

經營上より見たる靴業の發達及び靴業界の現狀と將來

第五班

輸出生糸の取引

日本鑄業株式會社に就いて

石炭の液化に就いて

洋服常識問題

倉庫業々務の大要と其の利便

製糖業景氣の新段階

鑄業に於ける利益處分

富小主 清坂鈴一郎
富小主 清坂鈴一郎
小林市 真一郎
小林市 真一郎
天井喜好一郎
天井喜好一郎
矢井憲一郎
矢井憲一郎
石井喜好一郎
石井喜好一郎
富潤一郎
富潤一郎
潤井喜好一郎
潤井喜好一郎

目中遠天矢石富潤一郎
目中遠天矢石富潤一郎
中遠藤野川田
中遠藤野川田
遠野川田
遠野川田
天井喜好一郎
天井喜好一郎
矢井憲一郎
矢井憲一郎
石井喜好一郎
石井喜好一郎
井喜好一郎
井喜好一郎
井喜好一郎
井喜好一郎

我國硝子工業と貿易に就いて

我 羊 毛 工 業 の 將 來

香 取 義 宏 一

第六班

正米市場に於ける取引の調査

外國貨物輸入通關手續の研究

製 菓 會 社 の 概 念

最近の我國に於ける菓子輸出情況

日 本 糖 業 の 諸 問 題

製 紙 問 題

日 支 貿 易 關 係

麥 酒 の 現 狀

上 林 長 一

山 田 梯 次 郎

松 本 長 三 郎

長 谷 川 駆 一

横 地 宣 三

小 松 忠 三

田 間 地

片 下 太 郎

村 六 郎

桐 敏 雄

山 内 秀 夫

柳 夫 雄

西 村 良 平

小 齋 池

渡 安 水 今 堀 柳

安 田 長 生

邊 田 成 伊 三 男

岡 谷 長 也

岩 崎 新 太 郎

柳 田 鐵 雄

佐 唐 民 四 郎

佐 野 友 良

澤 崎 意 志 男

唐 岩 民 三

支 那 事 變 前 後 の 狀 態

支那の事變前後の狀態

日華貿易關係の萎縮と再進出策

支那に於ける日英の投資

支那に於ける銀と物價との關係

日支間に於ける代金決済方法と支那に於ける日英米の勢力とその對策

深谷重成

華僑に就いて

日支輸出入貿易概觀

北支開發と日滿支關係

自轉車に就いて

生花商一般

シンガーミシン會社

工業原料と滿洲

満洲經濟

工業原料と滿洲

船荷證券の研究

第八班

鈴宮堀高佐川和田瀬原野堅吉郎一洋一孝
福間和田瀬原野堅吉郎一洋一孝
山田秀雄
木森健嘉一郎一洋一孝

船荷證券作成に關する實際問題
船荷證券の沿革史
船荷證券と運送品との關係
小賣更生策としての自由連鎖店
百貨店に對する小賣商の對策

百貨店及小賣店の將來

木炭及石炭に就いて

東京府に於ける木材正量検査問題に就いて

我國に於ける内地材と米材との將來

燃料の需給問題

最近に於ける全產聯の活動に就いて

物産取引所の現狀

共同海損の精算に就いて

輸出補償制度に就いて

太 豊 長 關 小 西 前
田 田 洲 福 保 福 山 川 藤 川 田 貞五郎
健 太 幸 武 幸 市 元 太 郎 郎 文 一 司 一
太郎 一 二 夫 部 郎 一

同

第九班

我が對外貿易とその統制策

我が國に於ける醫療器械業に就いて

各種印刷用インキに就て

共 同 海 損

サイダーに就いて

印刷の歴史と印刷用インクに就いて

船 荷 證 券 の 研 究

商 業 調 査 の 感 想

生 糀、砂 糖、棉 花、綿 絲、小 麦 原 價 算 の 研 究

社 債 募 集 に 就 い て

活 版 印 刷 の 發 達 史

吉岡要作原
永井洋馬大津
倉田元光收司
喜久男正郎

三浦文雄大川石奥
小林富三郎荻田川村津
鈴木大泉有木原邊原井
大泉賀一鐵淳喜秀
敬一彦彦男一義郎更
一彦彦男一義郎喜久
一彦彦男一義郎正郎

昭和十一年十二月一日印刷
昭和十一年十二月十日發行

【非賣品】

代 謄 寫

發編行輯人兼

東京市立京橋商業學校

終

